

第1号様式

令和3年度 就学援助申請書 (兼同意書・委任状)

(受付番号)※教育委員会記入

本部町教育委員会 教育長 宛

申請日：令和 年 月 日

就学援助を申請いたします。申請内容に虚偽または過誤が判明した場合は、認定を取り消されても異議はありません。（※判明時に既に支給されている場合は返金します）

申請者 (保護者)	※学校給食費納入通知書の宛名になっている方をご記入ください。 印	電話番号 (日中連絡可能な番号)	(続柄)
申請者 住 所	〒 本部町字		

園児・児童・生徒	氏名	世帯主との続柄	生年月日	学校名・学年	教育委員会記入欄
			年 月 日	学校 年 組	
			年 月 日	幼稚園 年 組	
			年 月 日	幼稚園 年 組	
			年 月 日	幼稚園 年 組	
			年 月 日	学校 年 組	
			年 月 日	幼稚園 年 組	

上記以外の同居家族（同一世帯）※	※同居家族（同一世帯）以外に世帯外に配偶者（単身赴任等・事実婚含む）がいる場合も記入をお願いします。その場合は勤務先等の欄にご住所・勤務先の記入をお願いします。				
	氏名	世帯主との続柄	生年月日	勤務先 又は 学校名	収入額 ※教育委員会記入
	申請者(保護者)	本人	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

備考
※該当項目がある場合はご記入下さい

☐ ひとり親世帯（離婚 ・ 死別 ・ 未婚で養育 ） ※（児童扶養手当受給： あり・なし ）

住居の形態	1 持家（住宅ローン 円/月） 2 賃貸（家賃 円/月）
-------	------------------------------

申請理由	該当する番号にまる（○）をつけてください。 ①生活保護が停止又は廃止になったため ②市町村民税が非課税のため ③その他特段の事情ある場合	原則、①②以外は認定されません。
	③の場合 ☐ 申請する理由・収入・家庭状況を詳しく記入してください。	
		
		
		受付印

口座名義人（フリガナ）	金融機関名	支店	種別	口座番号	前年度の 就学援助受給
			普通		有・無
					債権者No

※令和2年度に申請し認定を受けた世帯は、原則令和2年度の申請時と同じ金融機関をご記入ください。

※新規申請者または新しく口座を指定される方は、通帳やキャッシュカードの口座番号等が確認できる面のコピーを添付してください。（ゆうちょ銀行は通帳のみ）

同意書・委任状

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校を通じて保護者に申請書を配布しています。提出先は本部町教育委員会です。

- 1 就学援助の認定事務のため、裏面記載の世帯員の住民記録情報、所得・課税状況、児童扶養手当受給状況を閲覧することに同意します。(ただし、令和3年1月1日時点で本部町に住民登録がない方は情報がありませんので、前住所地の市町村から6月1日～6月15日までに令和3年度の所得課税証明書を各自で取り寄せ、教育委員会へ提出してください。※自治体により発行開始日が異なります)
- 2 学校徴収金等を滞納した場合は、就学援助費から差し引いて学校長へ支払いすることに同意します。
※学校長へ支払いする際に、教育委員会から保護者への連絡は行いません。
- 3 修学旅行費は、学校長の口座に直接振り込むことを委任します。
※中学校は原則学校長へ振り込みし、小学校は保護者の口座に振り込む場合もあります。
- 4 学校給食費は、給食センターに直接振り込むことを委任します。

令和 年 月 日 保護者氏名

印

注意事項

- ・就学援助は、毎年度申請が必要です。
- ・申請書は保護者が直接、教育委員会に提出してください。(学校では受領しません)
- ・申請書の提出期限：令和3(2021)年5月6日(木)～令和3(2021)年6月4日(金)
- ・令和3(2021)年6月5日以降に申請し認定された場合は、申請した翌月からの援助となります。ただし、支給対象にならない援助費目があります。申請期限は令和4(2022)年2月28日までです。

支給費目・金額等一覧表

費 目	幼稚園児	小 学 校		中 学 校		支給 時期	支給 方法
		1年生	2年生～6年生	1年生	2年生～3年生		
① 新入学用品	R4年度に小学1年生になるため、新入学用品費19,900円を入学前の3月に支給	19,900円 ※令和3年度小1で新規に認定された児童に8月に支給 ※令和3年度小1で令和2年度に認定の児童には3月に支給済み		22,900円 ※令和3年度中1で新規に認定された生徒に8月に支給 ※令和3年度小6で認定された児童に3月に支給済 ※令和3年度中1で令和2年度に認定の生徒には支給済み		左記のとおり	保護者
② 学 用 品		11,100円	13,270円	21,700円	23,870円	1回目：8月 2回目：3月 ※左記の額を2回に分けて支給	保護者 又は 学校長
③ 修学旅行費		修学旅行のある学年 一律5,000円		修学旅行のある学年 一律50,000円		修学旅行 前後	保護者 又は 学校長
④ 学校給食費	3,000円×11期＝33,000円 又は保護者の負担分	3,800円×11期＝41,800円 又は保護者の負担分		4,500円×11期＝49,500円 又は保護者の負担分		適宜	給食 センター 又は保護者
⑤ 医 療 費		①トラコーマ・結膜炎 ②伝染性の皮膚疾患 ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎・アデノイド ⑤う歯（むし歯） ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む） ※医療費から保険適用分を差し引いた額（窓口負担額）				適宜	医療 機関

※教育委員会記入欄※

判定	☐ 認定	認定開始月	月	認定(否認定)理由	備考欄
	☐ 否認定				
				【認定】 ① 生活保護が停止又は廃止 ② 市町村民税が非課税世帯 ③ その他() 【否認定】 ① 課税世帯のため	